

群馬土地家屋調査士会会館維持管理運営規則

会館管理規則（平成17年6月1日制定）の全部を改正する。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、群馬土地家屋調査士会（以下「本会」という。）の土地及び建物、並びにその付属物（以下「会館」という。）の適切な維持管理運営を図るため必要な事項を定める。

（管理者）

第2条 「会館」は、本会会則第63条の規定により会長が管理する。

第2章 維持管理運営及び利用

（維持管理運営）

第3条 会館の管理者は、次の各号の維持管理運営を行う。

- (1) 会館の維持管理運営
- (2) 必要な設備の補修

（維持管理運営の目的物）

第4条 維持管理運営する目的物は、次のとおりである。

前橋市鶴光路町19番地2に存する会館

（業務の一部委任）

第5条 会長は第1条の目的を達成するため、会館管理委員会（以下「委員会」という。）を設け会館管理維持運営業務の一部を委任することができる。

（業務の委託、更改）

第6条 会館の防犯、清掃等の管理運営上必要とする業務は、委員会が選定した当該業務を行う業者の中から会長が委託し、又はこれを更改することができる。

（利用事務取扱者）

第7条 会長は、会館の利用及び施設備品等の利用を円滑にするため、次の者を利用事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）に指定し、これに当たらせることができる。

- (1) 常の勤務時間内利用の場合は、本会の事務局長。
- (2) 常の勤務時間外利用の場合は、利用しようとする者（以下「利用者」という。）の代表者。ただし、利用者の中に本会の役員がいる場合には、その役員。

（火気・施錠責任者）

第8条 前条の事務取扱者は会館の火気責任者及び施錠責任者とする。

（許可を要しない利用者）

第9条 本会の会員が会務のために会館を利用する場合は随時自由に利用することができる。

2 前項の規定は次の各号に掲げる団体に準用する。

- (1) 境界問題相談センターぐんま
- (2) 公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(3) 群馬土地家屋調査士政治連盟

(許可を要する利用者)

第10条 次の各号に掲げる団体又は個人は、会務に支障のない限りにおいて、会館を利用することができる。ただし、利用にあたっては会長の許可を得なければならない。

- (1) 本会の各支部
- (2) 本会の会員で組織する親善友好を目的とする各種団体
- (3) 本会と関連を持つ友好団体
- (4) その他上記に類するもので、会長が妥当と認めたもの

(利用許可申請)

第11条 前条の利用者は、利用期日の1週間以前に別紙様式(1)及び(2)の利用許可申請書(許可書)を提出し、会長の許可を得なければならない。

2 前項の利用者は、別表・会館利用料徴収表で定める利用料金を前納し利用許可書の交付を受けなければならない。

3 利用許可を受けた利用者は、これを他に転貸又は使用目的以外に使用してはならない。

4 会長は、許可するにあたり施設の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(利用の不許可)

第12条 会長は、次の各号に該当すると思料するときは、利用を許可しない。

- (1) 公安を害し、風俗を乱し、その他公益に反するおそれがあると思われるとき。
- (2) 施設を損傷又は汚損する等、管理上支障があると認めるとき。
- (3) 利用目的が適当でないとき。

(利用許可の取消)

第13条 会長は、次の各号に該当するときは、この規則により許可を受けた利用者に対し、当該利用の許可を取り消し、会館から退去を命ずることができる。

- (1) 前条の各号に該当すると認めたとき。
- (2) 申請に偽りその他不正な事項が記載されているとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。

(利用禁止)

第14条 会長は次の各号に該当する利用者に対しては、一定期間の利用を禁止することができる。

- (1) 第11条第3項の規定に違反して利用した利用者
- (2) 第13条の規定により利用許可の取り消しを受けた利用者

第3章 利用者の責務

(利用後の原状復帰)

第15条 利用者は、利用目的に従って利用し、利用後は全てを現状に復し、事務取扱者に引き渡さなければならない。

(利用者の賠償責任)

第16条 利用者が、会館又は什器備品、その他会館の施設を毀損し、若しくは滅失したときは、事務取扱者に報告するとともに速やかに補填修復し、若しくはこれに相当する金額を賠償しなければならない。

(利用上の注意事項)

第17条 会館使用に当たっては、次の各号を遵守すること。

- (1) 火気については充分注意し、特に所定の場所以外での禁煙を厳守すること。
- (2) 爆発物、発火性のもの又は引火性のものを持ち込まないこと。
- (3) 来場者の整理は、利用者側の責任でなすこと。
- (4) 会議室利用中に発生した人的、物的損害は、利用者で負担すること。
- (5) 会議室利用後、後始末は利用者側で行い、火元の整理、戸締まりを厳重に点検すること。
- (6) 以上のほか、会長の指示する事項を厳守すること。

第4章 会館管理委員会

(委員等)

第18条 委員は、会長が会員の中から任命する。

- 2 委員会の委員の数は、5名以内とする。
- 3 委員長、副委員長を置くものとし、正副委員長は、委員会において委員のうちから選任する。
- 4 委員会には、顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は委員会で選任する。

(任期)

第19条 委員の任期は、就任したときから第2回目の定時総会の終了する時までとする。

- 2 役員は再任することが出来る。
- 3 委員に欠員を生じたとき、又は、増員の必要により任命した委員の任期は、現存する委員の任期とする。

(所掌事項)

第20条 委員会は、次の事項を掌る。

- (1) 会館の維持管理運営について会長から委任された事項
- (2) 委任事項に対する執行及びその報告
- (3) 会館の維持管理運営に関する事項
- (4) 会長の諮問に関する答申

(招集・決議)

第21条 委員会は必要の都度、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、何れも構成員の過半数で成立し、議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(総会への報告)

第22条 委員長は、本会の定時総会において、会館の維持管理運営状況を報告しなければならない。

第5章 経 理

(会計)

第23条 会計は、次のとおり定める。

- (1) 利用料等の収入は、本会の一般会計に繰り入れる。

(2) 会館の維持管理運営に要する経費及び委員会に要する経費は、本会の負担とする。

(帳簿)

第 24 条 会館利用に関する帳簿は次のとおりとする。

(1) 会館利用許可原簿

(2) 利用料受払簿

(利用料の理事会承認)

第 25 条 会館の利用料は、理事会の承認を得るものとする。

第 6 章 雑 則

(補足)

第 26 条 その他会館の維持管理運営に必要な事項は、理事会で定める。

(改廃)

第 27 条 この規則の改廃は、理事会の決議を要する。

附 則

この規則は、昭和 53 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

この規則の改正施行により昭和 53 年 10 月 21 日に制定、昭和 56 年 4 月 15 日改正、平成 8 年 8 月 1 日改正の会館管理運営要領は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 19 日から施行する。

この規則の改正施行により平成 17 年 6 月 1 日制定の会館管理規則の全部を改正する。

前橋市大友町一丁目 6 番地 6 に存する会館については、その処分がされるまでの間、この規則を準用する。

(別 表)

会館利用料徴収表

第 10 条第 1 号、第 2 号 (単位：円)

室 名	午前	午後	夜間
会議室 1	500	500	500
会議室 2	500	500	500
会議室 3	500	500	500

第 10 条第 3 号、第 4 号 (単位：円)

室 名	午前	午後	夜間
会議室 1	1,000	1,000	1,000
会議室 2	1,000	1,000	1,000
会議室 3	1,000	1,000	1,000

午前 = 9:00~12:00

午後 = 13:00~16:30

夜間 = 17:00~21:00